

建築工事等を行う際の埋蔵文化財に関する手続きについて

建築・土木工事等をご予定の場所が、「周知の埋蔵文化財包蔵地」にかかる場合、所定書式による届出（民間等の場合・着工の60日前まで）または通知（公共機関の場合）が必要となります。

「東京都指定旧跡・史跡」または「大沢推定地域」にかかる場合は、窓口にご相談ください。また、公共機関の方の通知書式が必要な場合も、窓口にご相談ください。

1 提出窓口

三鷹市スポーツと文化部生涯学習課

▶住所

三鷹市野崎一丁目1番1号 三鷹市役所第二庁舎2階

▶電話番号

0422-45-1151（内線2921）

2 必要な書類

A 提出文書類（全てA4版）

	文書の内容		様式	備考	正	副
1	埋蔵文化財関連の工事計画	建築用	A1a	—	1	—
	受付票	土木工事用	A1b		1	—
2	埋蔵文化財発掘届の提出について		A2	要押印	1	—
3	埋蔵文化財発掘[届出・通知]について		都様式 (両面印刷)	要押印	1	1
4	承諾書4 発掘調査及び出土品に関わる承諾書		A4	要押印	1	1
5	承諾書5 土地所有者の承諾書 ※届出人と土地所有者が異なる場合に必要です。		A5	要押印	1	1

B 添付図書類

	図書類の内容	正	副
1	現場に印をつけた遺跡地図	A4サイズ	A4サイズ
2	案内図（地点または範囲を明示した住宅地図等）	A4サイズ	A4サイズ
3	工事平面図（敷地範囲及び土木・建築の範囲が分かる平面図）	A4サイズ	原図サイズ
4	工事断面図 ※土木工事では地面下部分の部分の設計図 ※建築・工作物では矩計図または基礎伏図	A4サイズ	原図サイズ

[関連法文] 文化財保護法（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。